

令和7年9月19日

自治会町内会長 様

泉区地域振興課

令和7年度 9月分資料の送付について（御連絡）

日頃から区政及び市政の事業推進に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

9月19日付開催の泉区連合自治会町内会長会定例会に基づき、9月分の資料を次のとおり送付いたしますので、よろしくお願いいたします。

【送付物一覧】

	送 付 物	部 数
1	「新たな中期計画の基本的方向」の公表と市民意見募集の実施について 区連会議題 4 【政策経営局経営戦略課】	1部
2	お試し用トイレパックの自治会・町内会への配布について 区連会議題 6 【資源循環局街の美化推進課】	1部
3	災害用備蓄食料の更新に伴う無償配布についてのご案内 区連会議題 7 【総務局地域防災課】	1部
4	泉区地域防災アドバイザー派遣事業の追加募集のご案内 区連会議題 8 【泉区総務課】	1部
5	「明るい終活応援講座」の実施について 区連会議題 11 【健康福祉局福祉保健課】	1部
6	「在宅要介護者訪問歯科健診」のチラシ掲示について 区連会議題 1 【泉区歯科医師会】	掲出部数
7	令和7年度第14回泉区民ふれあいまつりポスターの掲出について 区連会議題 10 【泉区地域振興課】	掲出部数

事務局 泉区役所地域振興課 担当：三浦 TEL 800-2391

【参 考】

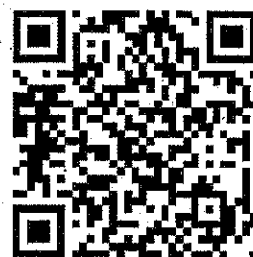
送付資料は「泉区連合自治会町内会長会」ホームページにも掲載していますので、併せてご活用ください（※区連会の翌営業日までに掲載予定です）。

URL : <http://www.izumikuren.net/information.php>

泉区連合自治会町内会>区役所からのお知らせ

>泉区連合自治会町内会長会定例会資料

泉区連合自治会町内会



市連会9月定例会説明資料
令和7年9月12日
資源循環局街の美化推進課

お試し用トイレパックの自治会・町内会への配布について【情報提供】

1 事業の趣旨

本市では災害時のご自宅のトイレ対策として、ご家庭のトイレが使えない時に使用するトイレパック(凝固剤と処理袋のセット)の備蓄をお願いしています。

昨年度に続き今年度も、地域にお住まいの皆様にご利用いただき、災害備蓄品として備えていただくきっかけとしていただくため、希望する自治会・町内会の皆様にお試し用のトイレパックを配布します。

なお、配布するトイレパックは本市で災害時のトイレ対策として備蓄していた、品質保証期間が令和8年度までのトイレパックとなります。

自治会・町内会の皆様のお申込みをお待ちしています。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合会議で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、配布を希望される場合は、横浜市電子申請・届出システムによりお申し込みください。

3 トイレパック配布の概要

(1) 配布するトイレパックについて

品質保証期間が令和8年度までのトイレパックです。トイレパックがどういうものを体験していただくため、お試し用として配布します。

(2) 配布個数

凝固剤1袋と処理袋1袋で1セットです。

1団体あたり200セット(1箱)をお渡しします。

※100セット入りの箱を2つお渡しする場合があります。

※希望数が在庫数を超える場合には抽選とさせていただきます。

(3) 申込期間

令和7年10月17日(金)～10月23日(木)

(4) 申込方法

横浜市電子申請・届出システムによる申込

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/c7a39ee9-c4c9-4ca5-979b-f8fb39d7b339/start>

上記申込ページは、令和7年10月17日以降に閲覧いただけるようになります。

※電話・FAX・メール・郵送でのお申込みはお受けできません。



お申込み
10/17(金)
～
10/23(木)

受取期間
11/17(月)
～
11/29(土)

お試用

トイレパック 体験しませんか！

横浜市備蓄品トイレパック
(品質保証期間:令和8年度まで)
をお譲りします

横浜市では、災害時のご自宅でのトイレ対策として、トイレパックの備蓄をお願いしています。
備蓄されていない方に体験していただきご自宅での備蓄につなげていくため、横浜市の災害備蓄品の
トイレパック(品質保証期間:令和8年度まで)を、皆様のお試用として配布させていただくこととしました。
ぜひこの機会に一度トイレパックを体験してみてください。

- 配布対象

横浜市内の自治会・町内会

- 配布物

お渡しするトイレパックのイメージ➡

品質保証期間が令和8年度までのトイレパック

※品質保証期間が経過した場合でも直ちに使用できなくなるもの
ではありませんが、速やかに使用してください。

※不具合があっても交換・追加配布等に応じることはできません。

※お配りするものは凝固剤と汚物処理袋が1セットずつ小分けに
なっているものではありません。

- 申込可能数

1団体 200セット (200セット/1箱)

※箱の大きさ:約縦40cm×横30cm×高さ27cm

※箱の重さ:約4kg

※100セット入りの箱×2でお渡しする場合があります。

- 受取場所

資源循環局収集事務所のうち、指定された場所

※ お申込みいただいた後、受け取っていただく場所をご連絡します。

※ 配送等は行っておりません。

※ 備蓄用にはしないでください。 ※ 転売など、お試し体験以外の利用はご遠慮ください。



★ 1セット

・凝固剤 1個 ・汚物処理袋 1枚

(お配りするものは小分けになっていません)

収集事務所の
場所はこちら➡



お申込み方法は、裏面をご覧ください。 お問合せ先 資源循環局街の美化推進課 Tel 045-671-2555

トイレパックとは？

Q. トイレパックってなに？

断水や給排水の破損などの理由でご家庭のトイレが使えない時に、家庭のトイレなどに設置して使用する「凝固剤」と「処理袋」のセットです。使用後はジェル状になるタイプが多いです。

Q. どこで買えるの？

ホームセンターや大型スーパー・ドラッグストアなどで購入できます。

Q. いくつ用意しておけばいいの？

最低でも「**ひとり1日5回×3日分×ご家族の人数分**」の備蓄をしましょう。できれば**7日分**の備蓄をお願いします。

Q. 災害時、使い終わった後はどうやって処理すればいいの？

トイレパックだけを袋にまとめて、燃やすごみの収集日に出してください。（今回配布するお試し用は、黒い袋ごと他の燃やすごみと一緒に半透明の袋に入れて出してください。）

お試し用トイレパックの使い方

ステップ1



洋式便器に黒い袋をかぶせる

ワンポイントアドバイス

便器に黒い袋をかぶせる前に、もう1枚袋をかぶせましょう。使用済みの袋を捨てる時に、便器の水で濡れるのを防げます。

ステップ2



用を足したら凝固剤を振りかける

凝固剤を振りかけた後はしっかりと混ぜるようにしてください。トイレットペーパーも黒い袋の中に入れます。

ステップ3



黒い袋は縛って燃やすごみに出す
※ 今回配布するお試し用は、黒い袋ごと他の燃やすごみと一緒に半透明の袋に入れて出してください

※ 固まらない場合もトイレには流さず、燃やすごみに捨ててください

お申込み方法

● 横浜市電子申請・届出システムからお申込みください

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/c7a39ee9-c4c9-4ca5-979b-f8fb39d7b339/start>

電話やFAX、メール、郵送でのお申込みは受け付けておりません。



● お申込み期間 令和7年10月17日(金)～10月23日(木)

- 受取決定 ご指定いただいた連絡先に、11月4日(火)頃までに受取決定等(抽選となった場合は当選・落選の別)のご連絡をさせていただきます。全体の希望数が在庫数を超える場合は抽選とさせていただきます。

- 受取期間 令和7年11月17日(月)～11月29日(土)
(日曜日を除く、各日午前9時から午後4時 ※ 午前11時30分から午後1時30分を除く)
受取場所は、こちらから指定させていただきます。

災害用備蓄食料の無償配布（有効活用）について

1 概要

横浜市の備蓄食料を知っていただくことや家庭内での備蓄を進めていただくこと等、防災意識の啓発や食品ロス削減の観点から、賞味期限内の備蓄食料を無償でお配りします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】申込みについてご検討をお願いします。

3 お配りする備蓄食料

(1) ビスケット 100 食入り	1,550 箱 (155,000 食) 程度
(2) おかゆ 20 食入り	950 箱 (19,000 食) 程度
(3) 保存パン 20 食入り	800 箱 (16,000 食) 程度
(4) 水缶 24 本入り	450 箱 (10,800 本) 程度
(5) クラッカー 70 食入り	200 箱 (14,000 食) 程度
(6) スープ 45 食入り	150 箱 (6,750 食) 程度

【参考】

・ビスケット

- ① 1 箱当たりの食数：100 食
- ② 賞味期限：2026 年 8 月
- ③ 1 箱あたりの梱包の大きさ／重さ：約 26cm×37cm×19cm／約 7 kg

・おかゆ

- ① 1 箱当たりの食数：20 食
- ② 賞味期限：2026 年 1 月
- ③ 1 箱あたりの梱包の大きさ／重さ：約 30cm×44cm×9cm／約 5 kg

・保存パン

- ① 1 箱当たりの食数：20 食
- ② 賞味期限：2026 年 1 月
- ③ 1 箱あたりの梱包の大きさ／重さ：約 31cm×39cm×13cm／約 2 kg

・水缶

- ① 1 箱当たりの本数：24 本
- ② 賞味期限：2026 年 7 月
- ③ 1 箱あたりの梱包の大きさ／重さ：約 27cm×40cm×13cm／約 8 kg

・クラッカー

- ① 1 箱当たりの食数：70 食
- ② 賞味期限：2026 年 1 月
- ③ 1 箱あたりの梱包の大きさ／重さ：約 26cm×50cm×37cm／約 7 kg

・スープ

- ① 1 箱当たりの食数：45 食（卵、オニオン、みそ汁 各 15 食）
- ② 賞味期限：2026 年 7 月
- ③ 1 箱あたりの梱包の大きさ／重さ：約 30cm×30cm×18cm／約 1 kg

4 対象

横浜市内の法人・団体（自治会・町内会、NPO、社会福祉法人等）

※ 民間企業及び個人（世帯としての申込みを含む。）は対象外とさせていただきます。

5 申込方法

(1) 申込期間

令和7年9月25日（木）から令和7年10月14日（火）まで

(2) 申込方法

『横浜市電子申請・届出サービス』からお申し込みをお願いします。案内チラシに掲載されている URL 又は二次元コードからアクセスいただき、必要事項を入力のうえ、お申し込みください。

6 抽選結果の公表

抽選結果（配布する備蓄品の種類、数量、配布日時、場所の情報を含む。）は、令和7年10月27日（月）14時頃、横浜市ウェブサイトにて公表します。

7 配布日時及び配布場所

配布日は、令和7年11月19日、20日、21日、25日、26日の5日間です。時間帯としては、各日10:00～11:30、及び14:00～15:30にお配りします。

配布場所として、方面別備蓄庫や各区役所で引き渡しをします。配布場所は、申込団体の所在区によってあらかじめ決まっておりますので、ご注意ください。

なお、各配布場所の地図につきましては、本市ウェブサイトに掲載します。

8 注意事項

- (1) 申込みは1種類のみとし、ビスケット、おかゆ、保存パン、水缶は最大15箱、クラッカーは最大10箱、スープは最大2箱までとします。
- (2) 申込みは1団体につき1回のみとし、2回目以降は無効とします。
- (3) 備蓄食料の配送は行っていないので、必ず配布場所まで受け取りにお越しください。
- (4) 備蓄食料は絶対に転売しないでください。
- (5) 備蓄食料は賞味期限を確認し、期限が過ぎたものは必ず処分をお願いします。
- (6) 備蓄食料の配布後に発生したごみ等は、各団体での処分をお願いします。
- (7) 申込内容は、配布に向けた準備のために各区役所の総務課へ共有します。

担当：総務局地域防災課 今野、帆高

TEL 671-2011

災害用備蓄食料を 無償でお配りします！

横浜市の備蓄食料を知っていただくことや家庭内での備蓄を進めていただくこと等の防災意識の啓発や食品ロス削減の観点から、賞味期限内の備蓄食料を無償でお配りします。

1 お配りする備蓄食料

①ビスケット 1,550 箱（155,000 食）程度

- ・ 1箱当たりの食数：100食
- ・ 賞味期限：2026年8月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
約 26cm×37cm×19cm／約 7kg



②おかゆ 950 箱（19,000 食）程度

- ・ 1箱当たりの食数：20食
- ・ 賞味期限：2026年1月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
約 30cm×44cm×9cm／約 5kg



③保存パン 800 箱（16,000 食）程度

- ・ 1箱当たりの食数：20食
- ・ 賞味期限：2026年1月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
約 31cm×39cm×13cm／約 2kg



④水缶 450 箱（10,800 本）程度

- ・ 1箱当たりの本数：24本
- ・ 賞味期限：2026年7月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
約 27cm×40cm×13cm／約 8kg



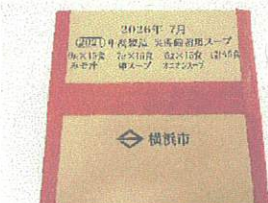
⑤クラッカー 200 箱（14,000 食）程度

- ・ 1箱当たりの食数：70食
- ・ 賞味期限：2026年1月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
約 26cm×50cm×37cm／約 7kg



⑥スープ 150 箱（6,750 食）程度

- ・ 1箱当たりの食数：45食
(卵、オニオン、みそ汁 各 15食)
- ・ 賞味期限：2026年7月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
約 30cm×30cm×18cm／約 1kg



2 配布対象

横浜市内の法人・団体（自治会・町内会、NPO、社会福祉法人等）

- ※ 民間企業及び個人（世帯としての申込みを含む。）は対象外とさせていただきます。
- ※ 個人の方が誤ってお申し込みをされないよう、回覧板では回覧しないようご注意ください。

3 申込み・申込結果について

(1) 申込期間

令和7年9月25日（木）から令和7年10月14日（火）まで

(2) 申込方法

『横浜市電子申請・届出サービス』からお申し込みをお願いします。以下の【URL】又は【二次元コード】からアクセスいただき、必要事項を入力の上、お申し込みください。申込締切後、抽選結果を公表しますので、当選・落選の確認をお願いします。詳細は「(3) 抽選結果の公表」をご確認ください。

【URL】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/0b663bf8-ed54-4143-ac02-f70f862456ec/start>

【二次元コード】



横浜市 無償配布

検索

【必ずご確認ください】

申請完了後の画面に表示される8ケタの「**申込番号**」は、申込みの**抽選結果の確認に必要となります。「申込番号」は後から確認ができませんので、必ず控えていただきますようお願いいたします。**（右の画面が表示されます）

申請の完了		サンプル
令和7年度 災害用備蓄食料の無償配布 申込受付フォーム		
申込を受け付けました。		
【必ずご確認ください】		
以下に表示されている「申込番号」は、抽選結果の確認の際に必要となりますので、必ず控えていただきますようお願いいたします。		
このページを閉じてしまうと、後から「申込番号」の確認はできなくなってしまうので、ご注意ください。		
申込番号		
		12345678

(3) 抽選結果の公表

抽選結果（配布する備蓄品の種類、数量、配布日時、場所の情報を含む。）は、**令和7年10月27日（月）14時頃、横浜市ウェブサイトにて公表します。**

抽選結果の確認には、申込完了後の画面に表示される「申込番号」が必要となりますので、必ず控えていただきますようお願いいたします。

ウェブサイトには、次の【URL】又は【二次元コード】からアクセスできます。

【URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/bichikuhin/yukoukatuyo.html>

【二次元コード】



4 備蓄食料の配布日時・配布場所

(1) 配布日時

お申込みの際は、次の①～⑩の配布日時のうち、第3希望までお選びください。

①	令和7年11月19日（水）	10：00～11：30
②	令和7年11月19日（水）	14：00～15：30
③	令和7年11月20日（木）	10：00～11：30
④	令和7年11月20日（木）	14：00～15：30
⑤	令和7年11月21日（金）	10：00～11：30
⑥	令和7年11月21日（金）	14：00～15：30
⑦	令和7年11月25日（火）	10：00～11：30
⑧	令和7年11月25日（火）	14：00～15：30
⑨	令和7年11月26日（水）	10：00～11：30
⑩	令和7年11月26日（水）	14：00～15：30

(2) 配布場所

配布場所は、申込団体の所在区によってあらかじめ決まっていますので、ご注意ください。

各配布場所の地図は、横浜市ウェブサイト※に掲載していますので、ご確認ください。

※ 前項「(3) 抽選結果の公表」に掲載した【URL】又は【二次元コード】からアクセスできます。

申込団体の所在区	配布場所	配布場所の所在地
鶴見区	入船方面別備蓄庫	横浜市鶴見区弁天町3-1
神奈川区		
西区	西区中央方面別備蓄庫	横浜市西区中央1-18
中区	南部方面備蓄庫	横浜市金沢区富岡東2-2-10
南区		
港南区		
保土ヶ谷区	保土ヶ谷区役所	横浜市保土ヶ谷区川辺町2番地9
旭区		
磯子区	南部方面備蓄庫	横浜市金沢区富岡東2-2-10
金沢区		
港北区	港北区役所	横浜市港北区大豆戸町26-1
緑区	緑区役所	横浜市緑区寺山町118
青葉区	青葉区役所	横浜市青葉区市ヶ尾町31-4
都筑区	都筑区役所	横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1
戸塚区	戸塚区役所	横浜市戸塚区戸塚町16-17
栄区	栄区役所	横浜市栄区桂町303-19
泉区	泉区役所	横浜市泉区和泉中央北5-1-1
瀬谷区	瀬谷区役所	横浜市瀬谷区二ツ橋町190

5 注意事項

- ア 申込みは1種類のみとし、ビスケット、おかゆ、保存パン、水缶は最大15箱、クラッカーは最大10箱、スープは最大2箱までとします。
- イ 申込みは1団体につき1回のみとし、2回目以降は無効とします。
- ウ 備蓄食料の配送は行っていないので、必ず配布場所まで受け取りにお越しください。
- エ 備蓄食料は絶対に転売しないでください。
- オ 備蓄食料は賞味期限を確認し、期限が過ぎたものは必ず処分をお願いします。
- カ 備蓄食料の配布後に発生したごみ等は、各団体での処分をお願いします。
- キ 申込内容は、配布に向けた準備のために各区役所の総務課へ共有します。

6 問合せ先

横浜市総務局地域防災課

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 (電話) 045-671-2011

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

泉区総務課長

泉区地域防災アドバイザー派遣事業の追加募集について

日頃から、泉区の防災・減災に御協力をいただくとともに、地域の防災活動に御尽力いただき、厚く御礼を申し上げます。

6月の区連会で御案内させていただいた、泉区地域防災アドバイザー派遣事業について、派遣枠に若干の余裕があることから、追加募集をいたします。積極的に御活用いただきますよう、お願いいたします。

1 概要

地域の防災（共助）に関して効果的な活動・体制をつくりあげるため、外部からの専門家（地域防災アドバイザー）を派遣し、複数回の講義やワークショップを行います。

2 地域防災アドバイザーの派遣について

（1）講座内容（以下の3講座から1講座を選択し、お申込みください）

- ① 町の防災組織防災マニュアル作成
- ② 地域防災訓練
- ③ 災害要援護者支援体制づくり

※ 講座の詳細は募集要項を御覧ください。

（2）講師

泉区が委託契約を締結した業者（特定非営利活動法人日本防災環境）

（3）派遣団体数

2団体

（4）募集期間

令和7年10月1日（水）～令和7年11月17日（月）

（5）派遣期間

令和7年12月中旬～令和8年2月末

3 その他

（1）地域防災アドバイザー派遣までの詳細な流れは募集要項を御覧ください。

（2）申込多数の場合は派遣理由等を鑑みて、派遣先を決定します。

【担当・問合せ先】

泉区総務課防災担当：竹田・黒鳥・金子・阿部

電話：045-800-2309 / FAX:045-800-2505

Eメール：iz-bousai@city.yokohama.lg.jp

【📢追加募集！】

あなたの町の防災力を高めるために
専門家と一緒に取り組みませんか？

「何から始めればいいかわからない」「もっと効果的な訓練をしたい」
そんなお悩みをお持ちの町の防災組織の皆さまへ。
地域防災アドバイザーが皆さまの防災活動をサポートします！

令和7年度 泉区地域防災アドバイザー派遣事業 募 集 要 項

【募集期間】

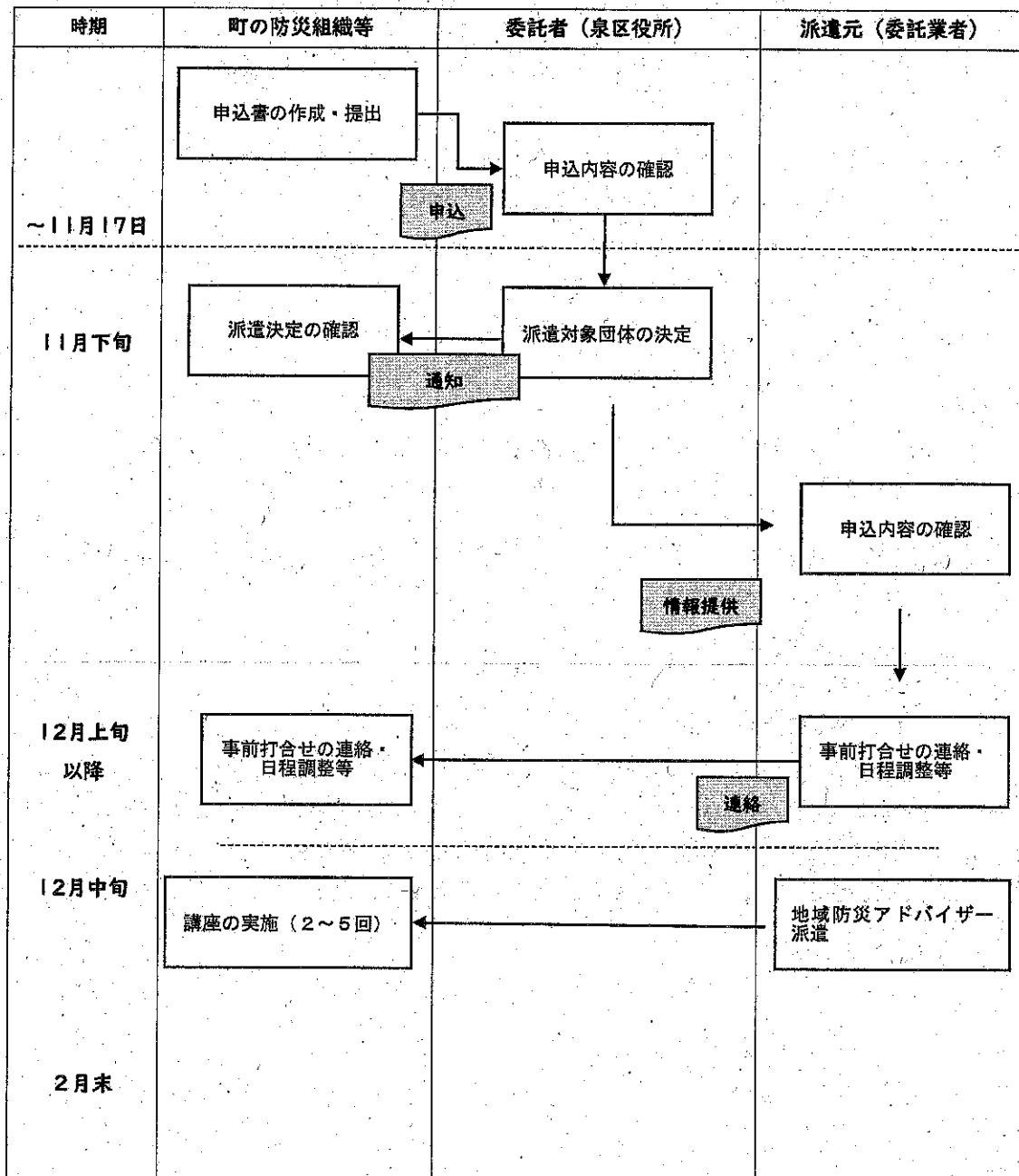
令和7年10月1日（水）～ 令和7年11月17日（月）

- 1 講座内容（※詳細についてはP.3～5の「講座一覧」を御参照ください。）
以下の3講座から、1講座を選択してください。
 - ① 町の防災組織防災マニュアル作成
 - ② 地域防災訓練
 - ③ 災害時要援護者支援体制づくり

※ 講座内容の詳細は、派遣決定後、地域防災アドバイザーの派遣元（委託業者）と申込みいただいた町の防災組織が協議して決定します。
（派遣決定後、委託業者より連絡担当者様宛に連絡があります。）

※ 派遣期間は、令和7年12月中旬～令和8年2月末です。
- 2 派遣団体数
2団体
- 3 対象団体
町の防災組織（連合自治会・町内会、単位自治会・町内会、マンション管理組合）
- 4 募集期間
令和7年10月1日（水）～令和7年11月17日（月）
- 5 申込方法
「泉区地域防災アドバイザー派遣申込書」を募集期間内に泉区総務課防災担当まで御提出ください（Eメール・FAX・窓口への持込み）。
- 6 注意事項
 - (1) 会場借上費用等は含みません。
（町の防災組織活動費補助金を活用することができます。）
 - (2) 申込多数の場合は、派遣希望理由等を鑑みて派遣先を決定します。

【泉区地域防災アドバイザー派遣までの流れ】



2 地域防災訓練

概要	地域の防災訓練がより効果的なものとなるよう、被災時の事例等を踏まえた災害時に必要な活動や地域特性を把握し、地域防災訓練のメニューを作成します。また、訓練実施方法のポイントを学び、地域防災アドバイザーとともに訓練を実施します。
講座内容（例）	<u>第1回</u> <u>町の防災組織の活動等について（講義）</u> 被災地の事例等を踏まえ、平時・災害時に求められる町の防災組織の活動に関する講話。 <u>第2回</u> <u>地域の被害想定、特性や課題の把握（ワークショップ）</u> 地域防災アドバイザーとともに、地域の被害想定、特性や課題を把握。 <u>第3回以降</u> <u>地域課題等を踏まえた地域防災訓練の企画、実施、講評</u> ・地域防災アドバイザーの監修のもと、地域課題等を踏まえた防災訓練を企画し実施。 ・他地域の防災訓練の好事例等を学ぶ。 ・地域の他の行事と併せた形式での防災訓練など、地域に合った効果的な訓練を実施。 ・実施後、地域防災アドバイザーからの助言を受け、次年度以降の町の防災組織の防災活動につなげる。 ※1 講座における実施回数は2～5回を想定しています。 ※実際の講座内容、実施回数、実施日時、実施場所等は、派遣団体のと協議して決定します。
所要時間 （目安）	各回 60 分～120 分程度。 所要時間は、あくまでも目安です。

- ◆ こんな悩み、希望のある自治会・町内会等の団体におすすめです。
- ・防災訓練が形骸化しているため、防災訓練の方法を見直したい。
 - ・コロナ禍以降、防災訓練を実施できていないので、久しぶりに再開したい。
 - ・子どもや若い人も参加しやすい防災訓練を実施したい。

2 地域防災訓練

概要	地域の防災訓練がより効果的なものとなるよう、被災時の事例等を踏まえた災害時に必要な活動や地域特性を把握し、地域防災訓練のメニューを作成します。また、訓練実施方法のポイントを学び、地域防災アドバイザーとともに訓練を実施します。
講座内容（例）	<u>第1回</u> <u>町の防災組織の活動等について（講義）</u> 被災地の事例等を踏まえ、平時・災害時に求められる町の防災組織の活動に関する講話。 <u>第2回</u> <u>地域の被害想定、特性や課題の把握（ワークショップ）</u> 地域防災アドバイザーとともに、地域の被害想定、特性や課題を把握。 <u>第3回以降</u> <u>地域課題等を踏まえた地域防災訓練の企画、実施、講評</u> ・地域防災アドバイザーの監修のもと、地域課題等を踏まえた防災訓練を企画し実施。 ・他地域の防災訓練の好事例等を学ぶ。 ・地域の他の行事と併せた形式での防災訓練など、地域に合った効果的な訓練を実施。 ・実施後、地域防災アドバイザーからの助言を受け、次年度以降の町の防災組織の防災活動につなげる。 ※1講座における実施回数は2～5回を想定しています。 ※実際の講座内容、実施回数、実施日時、実施場所等は、派遣団体のと協議して決定します。
所要時間 （目安）	各回 60 分～120 分程度。 所要時間は、あくまでも目安です。

- ◆ こんな悩み、希望のある自治会・町内会等の団体におすすめです。
- ・防災訓練が形骸化しているため、防災訓練の方法を見直したい。
 - ・コロナ禍以降、防災訓練を実施できていないので、久しぶりに再開したい。
 - ・子どもや若い人も参加しやすい防災訓練を実施したい。

3 災害時要援護者支援体制づくり

概要	災害時要援護者支援の必要性や具体的な活動について、様々な取組事例を参考にしながら、各自治会・町内会等に合った災害時要援護者支援の取組体制（地域の安否確認の体制等）を整備します。
講座内容（例）	<u>第1回</u> <u>災害時要援護者支援について（講義）</u> 被災地の事例等を踏まえた、町の防災組織として求められる災害時要援護者支援に関する講話。 <u>第2回</u> <u>災害時要援護者疑似体験等（ワークショップ）</u> 支援が必要な人の置かれた状況等を体験し、災害時に直面する困難などについて意見交換することで、町の防災組織でできる支援を検討する。 <u>第3回以降</u> <u>取組方針の決定、体制整備に向けて整理が必要な事項を確認</u> ※1講座における実施回数は2～5回を想定しています。 ※実際の講座内容、実施回数、実施日時、実施場所等は、派遣団体と協議して決定します。
所要時間 （目安）	各回 60 分～120 分程度。 所要時間は、あくまでも目安です。

- ◆ こんな悩み、希望のある自治会・町内会等の団体におすすめです。
- ・地域の高齢化が進み、災害時の助け合いが必要だと思うが、具体的にどのような取組が必要か分からない。
 - ・地域の安否確認の体制をどのように構築すればよいのか分からない。
 - ・地域で必要な災害時要援護者の対策について、地域で考える機会がほしい。
 - ・災害時にどのような支援が必要になるのか、また自治会・町内会としてどこまで支援すればよいか（できるのか）分からない。

令和7年度 泉区地域防災アドバイザー派遣事業 申込書

<団体情報>

団 体 名		
住 所		
代 表 者	氏 名	
	電 話 番 号	
連 絡 担 当 者	氏 名	
	住 所	
	電 話 番 号	
	Eメールアドレス	

<派遣に関する情報>

申 込 講 座 (希望する番号に ○してください)	1 町の防災組織防災マニュアル作成 2 地域防災訓練 3 災害時要援護者支援体制づくり	
実 施 希 望 時 期 (令和7年12月中旬 ～令和8年2月末)		
実 施 希 望 回 数 (2～5回)		
派 遣 希 望 理 由 ※現在の取組状況や課 題、特に学びたい内容 等を記載		
主 な 参 加 者		
参 加 予 定 人 数		
実 施 場 所	名 称	
	住 所	
	ア ク セ ス	

※講座の申込にあたり、いただいた個人情報は、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、講座に関係する目的以外に利用しません。

提出期限：令和7年11月17日(月)(必着)

提 出 先：泉区役所総務課防災担当

〒245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1

電話：045-800-2309 FAX：045-800-2505

Eメール iz-bousai@city.yokohama.lg.jp

「明るい終活応援講座」の実施について【情報提供】

1 事業の趣旨

今般、いわゆる「終活」など、人生のエンディング期に関する市民の皆様の関心が高まってきています。

より多くの方に、最後まで自分らしい人生を送るためのヒントや、終活の内容を知っていただき元気なうちから備えることの大切さを学んでいただける啓発講座を実施します。

つきましては、会長様をはじめ、役員の方など、多くの方のご参加をお待ちしております。なお、講座内容につきましては、「広報よこはま」10月号に掲載予定です。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 講座の概要

(1) 日時

令和 7 年 12 月 2 日（火） 14 時～15 時 30 分（13 時 15 分開場予定）

(2) 場所

横浜関内ホール（横浜市中区住吉町 4-42-1）

(3) 内容

・落語（一席）

出演：三遊亭 好楽 氏（落語家）（予定）

・終活に関する対談（終活を自分ごととして捉え、何から準備すればよいかを考える）

出演：三遊亭 好楽 氏（予定）

黒澤 史津乃 氏（株式会社 OAG ウェルビーR 代表取締役）（予定）

4 ご参加いただける方

市内在住・在勤・在学の方（先着 1,000 名）

5 お申込みについて

【申込方法】個別に電話もしくは F A X にてお申し込みください。

電話：0120-101-350

F A X：03-6800-7769

申込用紙は市 W E B ページに掲載予定です。
なお、住所・氏名・電話番号・年齢の記載があれば
申込用紙以外でも申込は可能です。

【申込開始日時】令和 7 年 10 月 14 日（火）9 時から

健康福祉局福祉保健課

担当 鳥海、山脇、木内

電話 045-671-3428 / FAX 045-664-3622

メール kf-chifukukeikaku@city.yokohama.lg.jp

泉 区 連 長 会 資 料
令 和 7 年 9 月 19 日
泉区民ふれあいまつり実行委員会

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

泉区民ふれあいまつり実行委員会
委員長 上原 敏博

令和7年度 第14回泉区民ふれあいまつりポスターの掲出について（依頼）

時下、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

泉区では、泉区連合自治会町内会長会を中心に、実行委員会を組織して、より一層の郷土愛を深め、明るく元気のでるまちづくりを推進するために、「第14回泉区民ふれあいまつり」の開催に向け準備を進めています。

つきましては、開催周知用のポスターを貴自治会町内会掲示板に御掲出いただきたく御依頼申し上げます。

御多用中のところ誠に恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

【掲出期間】

ポスター到着後から11月3日（月・祝）まで

※掲示板の空き状況等により、御無理のない範囲で御協力をお願いします。

（泉区民ふれあいまつり実行委員会事務局）

泉区地域振興課 千田、菊池

電話：800-2397

自治会町内会 会長様 各位

「訪問歯科健診案内」ご掲示お願い

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、横浜市歯科健診事業にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年9月1日～令和8年1月31日の期間に、横浜市委託事業として在宅要介護者を対象とした「訪問歯科健診」を実施することとなりました。平成29年から継続して実施され、今回9回目の事業となります。横浜市内の対象者480名様限定となっております。「訪問歯科健診案内」のご掲示ご協力お願い致します。また該当される対象者様がいらっしゃいましたら、ご周知のほどお願い申し上げます。

<目的>

横浜市では、在宅で療養している要介護者の『低栄養、重症化予防・口腔機能改善とその効果検証』を行っております。要介護状態の在宅高齢者にとって、歯科治療が必要にも関わらず通院できず、不適合な入れ歯や歯周病を放置した結果、咀嚼・嚥下障害を起こし、低栄養状態からの転倒・骨折や誤嚥性肺炎の発症リスクが高まります。これらを防ぐ為に、継続的な歯科治療や歯科衛生士による専門的口腔ケアが重要であると考えます。この健診事業は、歯科疾患の早期発見・早期治療に結び付ける要介護状態の在宅高齢者の方へ、とても有意義な健診事業であると考え実施しております。

<対象者>

下記の①及び②に該当される方

- ① 市内在住で、歯科健診に行くことが出来ない 在宅の75歳以上・要介護3以上の方
※要支援1・2 要介護1・2の方は、内科等医科の定期的な訪問診療を受けている場合、本事業の対象となります
- ② 健診を受けるにあたり、医療保険や介護保険において歯科に関する治療・管理を受けてない方

<期間>

令和7年9月1日～令和8年1月31日 (5ヶ月間)

<自己負担>

無料

尚、掲示物を同封しております。町会掲示板へのご掲示のご協力をお願い申し上げます。

令和7年9月吉日

泉区歯科医師会

泉区在宅歯科医療連携室・歯科訪問診療相談室

お問い合わせ先：☎0120-740-648

FAX：0120-740-647